

# 路上練習申告書

令和 年 月 日

申告者氏名

下記のとおり路上練習を行ったので申告します。

練習日時		練習車両ナンバー		同乗指導者																					
月	日	時間	車名	氏名 生年月日	免許証番号 免許種別																				
1	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
2	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
3	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
4	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
5	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
6	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
7	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
8	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
9	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																
10	/	始	：		年	月	日	生	免番																
		終	：						種別																

### 記載要領

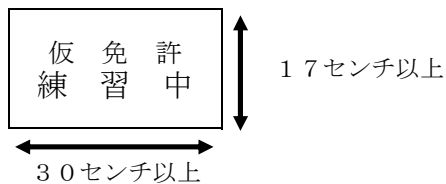
※ 車両・指導者が前回と同一の場合は、各欄「同上」との記載可

1	4/2	始	10:00	大分500お1234	大分 太郎	9	4	8	5	1	2	3	4	5	6	7	0	免番	
		終	12:00	日産 ティーダ	S41年1月1日生													種別	中型1 (8t)
2	4/3	始	13:00	大分500お5678	同上	免番	※ 免許種別記載例 大型2種 =大型2 中型1種8トン限定=中型1 (8t) 普通1種 =普通1												
		終	15:00	トヨタ カローラ	年 月 日生														

※ 重要 ※ 路上練習の方法・内容・注意点等を裏面に記載しています。

路上練習の方法等 ※ 仮免許は、運転練習目的以外に使用することはできません。（無免許運転になります）

- 1 仮免許証を必ず携帯すること。
- 2 受験日の前3ヶ月以内に5日以上、道路において行うこと。（政令で定める者を除く）
- 3 路上練習には、運転席の横の乗車装置に次のいずれかの者を同乗させ、その指導の下に当該自動車を運転すること。（免許停止中の者は除く）
  - ア 当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者で当該免許を受けていた期間が通算して3年以上の者
  - イ 当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（21歳に満たない者を除く）
- 4 運転の練習は、高速自動車道及び自動車専用道路以外の道路において行うこと。
- 5 使用する自動車の前面及び後面に次の標識を掲示すること。
  - ア 掲示場所は、地上0.4メートル以上1.2メートル以下の前方及び後方から見やすいように表示すること。
  - イ 標識の様式



- ※ 金属、木その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
- ※ 文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- ※ 「仮免許」の文字の大きさは、縦及び横それぞれ4cm以上、文字の線の太さは0.5cm以上
- ※ 「練習中」の文字の大きさは、縦8cm以上、横7cm以上、文字の線の太さは0.8cm以上

6 練習車両及び練習項目については、下記のとおりです。

練習車両	大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車
	中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車
	準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車
	普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車
	大型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員30人以上のバス型の大型自動車
	中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車

練習項目 及び 練習細目		※ 「旅客自動車の運転」の項目については、第二種免許を受けようとする者に限る。
の運転操作等装置	1	運転姿勢を正しく保つこと。
	2	乗降口のドアを閉じ、後写鏡を調整する等安全を図るため必要な措置を講ずること。
	3	道路及び交通の状況に応じ、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作すること。
及び交通法の規定に従い、道た路運及	1	信号並びに道路標識及び道路標示による交通規制に従うこと。
	2	歩行者を保護する等交通の安全を確保すること。
	3	通行区分等を守ること。
	4	他人に危害を及ぼさないような速度、車間距離及び側方間隔を保つこと。
	5	合図の方法を守ること。
	6	交差点における通行方法を守ること。
	7	その他、道路交通法108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項を守ること。
運動旅客の自	1	人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。
	2	普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。 ※ 第二種免許受験者のみ